



限定コース※

右記の条件をすべて満たすお客様

初回相談無料

相談時にお持ちいただく資料、聞き取りによりお見積りいたします。
予め相談シートに記載の上、シートに記載の資料をお持ち下さい。

【サービス概要】

初回相談（無料）

資料収集のお願い

財産の調査及び評価

遺産分割協議書作成

相続税申告

税務調査立会（別途料金）

報酬総額 = 基本報酬 + 消費税

基本報酬

| 遺産総額（注） | | 基本報酬 |
|-------------------------|----------|------------|
| 円以上 | 円未満 | |
| ■ 税務署からのお尋ね・相続税申告書の作成なし | | |
| - | 7,000万 | 150,000円 |
| 7,000万 | - | 200,000円 |
| ■ 税務署からのお尋ねのみ作成 | | |
| - | - | 200,000円 |
| ■ 相続税申告書を作成 | | |
| - | 5,000万 | 250,000円 |
| 5,000万 | 7,000万 | 300,000円 |
| 7,000万 | 1億 | 450,000円 |
| 1億 | 1億5,000万 | 600,000円 |
| 1億5,000万 | 2億 | 750,000円 |
| 2億 | - | ご利用いただけません |

（注）遺産総額の算定にあたって

- ①遺産総額とは、借入金等の債務や葬式費用を控除する前の財産の総額です。
- ②小規模宅地等の特例、配偶者の軽減、生命保険金・退職手当金の非課税枠を考慮する前の金額で算定します。
- ③土地の評価について広大地評価・純山林評価・不動産鑑定評価などの特殊な評価を行う場合には、それらの特殊な評価を行わない通常の評価による評価額で算定します。

※限定コースご利用条件

1. 相続人全員からご依頼いただき、代表となる相続人が決まっていること
2. 遺産分割について相続人間の争いがなく、遺産分割内容が決定していること
3. 相続税申告期限前6ヶ月以内にご依頼いただくこと
4. 資料の提供が、ご依頼後2ヶ月以内に行われること
5. 遺産総額が2億円未満で、土地の区画が2箇所までであること
6. 土地の評価に関する特殊な事情がないこと
7. 財産の評価等に関する事務が著しく複雑でないこと
8. 預貯金の取引内容が多くなく、過去の収入や譲渡・相続などからみて著しく不合理でないこと